

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 有料広告掲載等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が編集・発行する刊行物・印刷物等及び本会が管理・運用するホームページに掲載する有料広告の取扱について必要な事項を定めることにより、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本会が編集・発行する刊行物・印刷物等及び本会が管理・運営するホームページのうち、広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) ふくしだより
- (2) ボランティア通信
- (3) 各種イベントのプログラム等
- (4) 本会で使用する封筒
- (5) 多摩市社会福祉協議会ホームページ（以下「社協ホームページ」という。）
- (6) 多摩ボランティア・市民活動支援センターホームページ（以下「多摩ボラセンホームページ」という。）

2 会員とは、多摩市社会福祉協議会会員規程で定める特別会員及び団体会員とする。

(広告の掲載基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 本会の信用及び品位、並びに広告媒体の公共性を損なうおそれのあるもの。
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの。
- (5) その他掲載する広告として妥当でないと認めるもの。

(広告の掲載順位)

第4条 掲載する広告の順位は、次の各号の順序とする。ただし、同順位のものから募集枠以上に申込みがある場合は、抽選により決定するものとする。

- (1) 本会の特別・団体会員
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及びこれらに類するもの。
- (3) 市内に本社、支店、営業所、店舗等の事業所を有するもので、公共性があるもの。
- (4) 前3号に掲げる以外のもの。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、ふくしだより、ボランティア通信、社協ホームページ及び多摩ボラセンホームページに掲載し、随時行うものとする。また、定めのない有料広告掲載については必要事項をその都度定めるものとする。

(広告の規格及び掲載料等)

第6条 第2条第1項第1号から第3号に掲載する広告規格及び掲載料は、別表1のとおりとする。

(広告付き封筒の受入れ)

第7条 第2条第1項第4号の広告は、掲載希望者の負担により、本会の都度定める内容を表面に、広告を裏面に印刷した封筒を受け入れることができる。封筒の規格及び仕様は別表2のとおりとする。

(バナー広告の階層、規格、掲載期間、掲載料等)

第8条 第2条第1項第5・6号の広告媒体に関するバナー広告の階層・規格・掲載期間・掲載料は、別表3のとおりとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、本会が定める募集期間内に所定の広告掲載申込書(第1号様式)に広告原稿を添えて、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 会長は、前条による申込みがあったときは、掲載の可否を決定し、広報掲載決定通知書(第2号様式)又は広告非掲載決定通知書(第3号様式)により広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 掲載広告料の発生する広告掲載決定を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、会長が指定する方法及び期日までに広告料を納付しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、会長に申し出なければならない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、掲載された広告の内容に関する全ての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害していないこと又は権利処理が完了していることを会長に対して保証するものとする。

3 広告主は、第三者から広告に関連し損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第14条 広告主は、広告掲載後、その責に帰すべき理由により、本会に損害を与えた場合は、それにより生じた損害を賠償するものとする。

(広告掲載の取消等)

第15条 会長は、広告の掲載決定後においても、次のいずれかに該当する場合は、掲載を取り消すことができる。

(1) 第3条の規定に反すると認めるとき。

(2) 会長がふくしだより等の編集又は発行に支障があると認めたとき。

(3) 会長が本会の管理・運営するホームページの更新又は運用に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の返還)

第16条 本会は、前条により広告の掲載を取り消したときは広告掲載料を返還しない。

2 本会が広告作成発注後、広告主が第12条により掲載を取り下げるときは返還しない。

3 広告掲載の決定後、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載がなされなかった場合は、掲載料の全額を返還する。

4 バナー広告掲載期間内に、本会の都合で本会が管理・運営するホームページを閉鎖した場合は、別表4のとおり掲載料を返還する。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

(1) ふくしだより

コマ数	サイズ	掲載料	
		会 員	非会員
1コマ (基準枠)	縦5.3センチメートル× 横5.9センチメートル	15,000円	30,000円
2コマ	縦5.3センチメートル× 横11.9センチメートル	27,000円	54,000円

(2) ボランティア通信

コマ数	サイズ	掲載料	
		会 員	非会員
1面・1コマ	縦5.3センチメートル× 横5.9センチメートル	5,000円	10,000円
最終面・1コマ	縦5.3センチメートル× 横5.9センチメートル	2,500円	6,000円

(3) 各種イベントのプログラム等

コマ数	サイズ	掲載料	
		会 員	非会員
1コマ	縦5.0センチメートル× 横5.0センチメートル	3,000円	6,000円

別表2（第7条関係）

封筒の規格等

封筒種別	サイズ	納品枚数
角2封筒	縦15.0センチメートル× 横20.0センチメートル以内	1,000枚単位
長3封筒	縦10.0センチメートル× 横10.0センチメートル以内	1,000枚単位

別表 3 (第 8 条関係)

社協ホームページ・多摩ボラセンホームページ

階 層	規格及び仕様	掲載 期間	会 員	非会員
トップページ	①規格 縦42ピクセル×横188ピクセル ②データ形式 GIF ③容量 25KB以下	6か月	10,000円	22,000円
		12か月	18,000円	34,000円

別表 4 (第 1 6 条関係)

閉鎖した時間	返還する額 (端数が生じたときは、小数点第一位を切り上げた額)
初 日 3時間以上24時間以内	6か月掲載料の6分の1の3%
2日目以降 24時間毎	閉鎖日数×6か月掲載料の6分の1の3%

第1号様式（第9条関係）

広 告 掲 載 申 込 書

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 会長 様

年 月 日

広告主

住所（事業所所在地）

社名（事業所名）

代表者名

印

申請者

住所

氏名

電 話

F A X

Eメール

広告主担当者

氏名

連絡先

※ 広告主と申請者が異なる場合は、広告主
担当者欄も記載

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会有料広告掲載等取扱要綱により、広告掲載について、
下記のとおり原稿を添えて申し込みます。

記

- 1 申請する掲載広告媒体
- 2 掲載希望内容及び広告サイズ

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

様

社会福祉法人
多摩市社会福祉協議会
会 長 印

広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載について、下記のとおり掲載することを決定したので通知します。

については、下記により手続をお願いします。

記

1 広告媒体

2 広告掲載内容

3 広告掲載料 金 円

4 広告掲載料の納入 年 月 日までに以下の金融機関口座へお振り込みください。

振込先

※ なお、指定する期日までに広告掲載料の納付がなかったときは、掲載を取り消します。

5 版下原稿の提出

- (1) 提出方法
- (2) 提出期限
- (3) 提出先

6 その他

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

様

社会福祉法人
多摩市社会福祉協議会
会 長 印

広告非掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった広告掲載について、下記の理由により掲載できないので通知します。

記

- 1 広告の内容
- 2 掲載できない理由